

# 読賣新聞

2012年(平成24年)

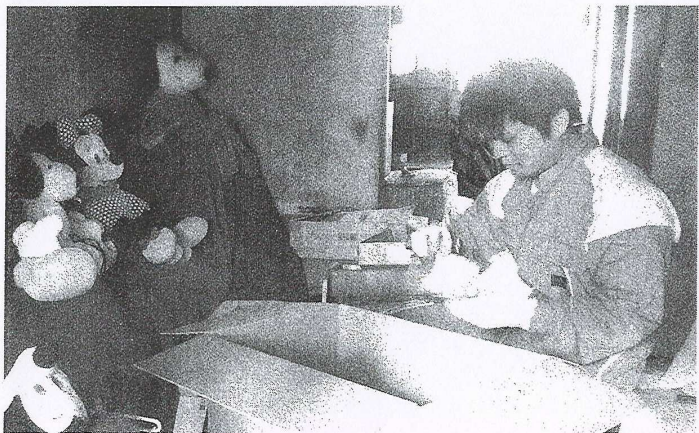
7月17日 火曜日

## 遺品整理代行 広がる

家族に代わって故人の持ち物を片付ける「遺品整理業」が広く認知されてきた。元気なうちに不用品を処分する「生前整理」などの需要も多い。ただ、高額な費用を請求されるなどのトラブルも増えている。(中井道子)

### 生活 調べ隊

6月半ば、大阪府豊中市の住宅で、廃棄物収集運搬・遺品整理会社「リリーフ」(兵庫県西宮市)の社員5人が作業に取りかかった。亡くなったのは、この家で独り暮らしをしていた60代の女性。身寄りはなく、成年後見人の司法書士が依頼した。リリーフの屋敷明彦さん(32)の指示で、家財道具が次々に運び出される。2階に上がると、ほこりをかぶったぬいぐるみが幾つも残っていた。傍らの小物入れから、屋敷さんが光るもの



ぬいぐるみが並べられた部屋で、遺品の整理をする屋敷さん(大阪府豊中市)

### 料金トラブルも増加

整理を業者に依頼する事情は様々だ。子どもに余計な面倒をかけたくなると、生前に不用品の処分をしたり、整理を予約したりする人も増えている。

こうした状況を受け、遺品整理に参入する業者も増加。正確な集計はないが、全国で4000~5000の業者がいるという。便利屋から不動産、引っ越しなど多様な業者が進出しているが、監督官庁もなく「不法行為が横行しやすい」との指摘もある。

実際、国民生活センターには、「費用を払った後、業者と連絡が取れなくなった」「当日になって追加料金を請求された」などの相談が寄せられている。

家財が適切に処分されているかどうかの不安もつきまとう。リリーフの屋敷さんは見積もりに行った先で、別の業者が家電のリサイクルにかかる最低限の処理費用を下回る見積額を提示していると知り、驚いた。「それで採算を取ろうと思ったら、不法投棄でもするしかない。うちは撤退しました」。また、東日本のある業者は「引き取った仏壇を遺族に無断で民芸品と称して高値を付け、海外に転売していた業者もいた」と明かす。

右ページに  
関連記事

遺品を片付け、選別する作業に特別な資格はいらない。しかし、家財を一般廃棄物として処分する際には、自治体の許可が必要になる。遺品整理業者自身が許可を得るか、許可を得た収集・運搬業者を別途、依頼主に紹介するケースが多い。無許可なら廃棄物処理法違反になる。

業界の健全化を図ろうと一部業者や元自治体職員が昨年「遺品整理士認定協会」(北海道)を設立した。遺品に接する際の心構えや廃棄物関係の法令を学び、正答率7割以上なら独自の「遺品整理士」資格がもらえる。すでに約2050人が受講、有資格者は約290人にのぼる。

協会理事長の木村栄治さんは、「受講者が多いのは、遺品整理に秩序と信用が求められていることの表れではないだろうか。行政と連携し、悪徳業者が入り込めないシステムを作りたくて話している。」